

## 3 サル

### (1) 生態

サルは、本州、四国、九州に分布している。サルの群れは、メスの家系で構成され、数10頭～100頭程度の集団で行動する。群れの行動範囲は、一般的に数平方キロから十数平方キロで、隣接する群れと行動範囲が重なることは少ない。地域によって異なるが群れの個体数がおよそ60頭を越えると群れが自然に分裂し、いずれかの群れが隣接地域を行動範囲にすることが多い。

サルのメスは、生涯を同じ群れで過ごす。野生状態では6～7歳で初産をむかえ、おおむね隔年に出産する。一方、農作物に依存する個体では、初産は5～6歳で、毎年出産することもめずらしくない。ただし、いずれも1回1頭を出産する。

オスは4、5歳くらいから生まれた群れを離れ、他の群れに入るか単独（ハナレザル）で行動する。

### (2) 捕獲数と被害

サルは狩猟鳥獣ではないため、有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）により、全国で約10,000頭捕獲されている（図3.3.1）。農作物被害状況を見ると、平成19年度の被害金額は約16億円となっている（図3.3.2）。

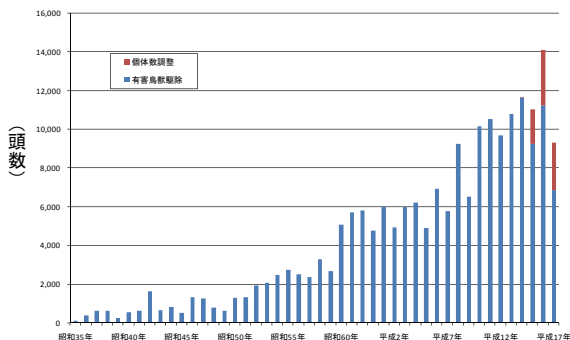


図3.3.1 サル捕獲数の推移 (年度)  
(環境省「鳥獣関係統計」より)

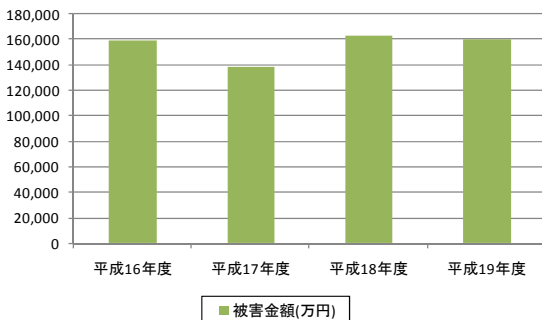


図 3.3.2 サルによる農作物被害状況

(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

### (3) 捕獲の基本的な考え方

- サルを捕獲する場合、「群れ」と「ハナレザル」という単位を十分に理解し、捕獲対象を決めることが重要である。
- 農作物等被害を無くすためには、被害を出している特定の群れ、あるいは特定の個体を捕獲する。
- 人身被害や人家侵入などの加害個体は、ハナレザルであることが多いため、加害個体を特定した捕獲の被害軽減効果は高い。
- 出産経験が豊富なメスを捕獲した場合などで群れが分裂し、新たに被害地域が拡大することがある。
- そのため、捕獲を実施する前に、被害の原因となっている群れやハナレザルを観察して特定し、効率的な捕獲が行えるように計画を立てることが重要である。
- 群れ全体を捕獲する場合でも、隣接する群れの行動範囲が変化するなどして、被害効果が上がらないこともあるので、専門家の指導を受けるなど、慎重に捕獲を実施する必要がある。

○個体数が増加して分裂するおそれがある群れでは、個体数を調整することで分裂を回避できる場合（p. 80～83 参照）がある。このような個体数調整を実施する場合は、専門家の指導を受けながら選択的に個体を捕獲する必要がある。

## （４）捕獲方法

サルを捕獲する方法は銃器によるものと、わな（はこわなと囲いわな）による大きく２つに区分される。

### １）銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している特定の個体を捕獲するために用いる。通常は、「流し猟」で実施しているところが多い。

集落等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているサルには、銃を発砲することができない場合がある。また、公道上や集落内などにおける銃器の発砲は鳥獣保護法で禁止されている。被害を出している個体を確認し、その個体が発砲可能な山の方へ移動したら捕獲を開始する。

サルは、群れで行動しているので、無計画な捕獲は群れを分裂させ、被害を拡大させる可能性があるため、捕獲対象の個体を特定して捕獲する。

### ２）わなによる捕獲

主に、ハナレザルの捕獲や、群れの個体数調整を行なうために用いる。「小型のはこわな」を使用するか、「大型のはこわな」や「囲いわな」を使用するかは、わなを設置する地形や被害発生地域の周辺の環境、被害の程度等により決定する。

捕獲されるサルの性別（オスかメスか）や年齢（子どもか成獣か）を選択することができない。そのため、分裂する可能性のある群れにおいて、出産経験の多いメス（体格がよく大きくて、左右の乳首が長く伸張している）を捕獲した場合は、分裂を防ぐためにできるだけ放逐する。

## ①小型のはこわな

### 特徴

- 市町村や猟友会によっては、はこわなが普及していないことがある
- 通常1頭が捕獲される
- 長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
- 捕獲後の処理は、安全である
- 価格は、5～15万円程度である（地域や業者によって異なる）
- 捕獲対象以外の動物がかかった場合（錯誤捕獲）の放逐が容易である

頻繁に移動させると、餌付け効果は低くなるが、群れの行動にあわせて移動させると捕獲効率があがる。



写真 3.3.1

小型のはこわな

### 設置

小型のはこわなは、耕作地の周辺に設置する。被害を出すサルの群れの個体数を減少させる。はこわなは、扉を落としてサルを閉じ込める構造なので、できるだけ地面に水平に設置する。

## ②大型のはこわなと囲いわな

### 特徴

- ✚ 小型はこわなに比べ、一度に多くのサルを捕獲することが可能
- ✚ わなに慣れるまで、時間がかかることがある
- ✚ 長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
- ✚ 捕獲後の処分は、経験を必要とする
- ✚ わなは通常自家製であるので、大きさなどにより資材費や設置経費が異なる。

### 設置

大型のはこわなと囲いわなは、一度設置したら移動させることは難しいため、設置する前に十分に場所の検討をする。どちらも、わなが大きいので耕作地と森林との間や森林に隣接した開けた場所に設置することが多い。

わなを設置し餌を入れ、わなに十分に慣れた頃、捕獲を開始する。サルを大量に捕獲する場合は、遠隔地よりサルがわな内に入ったことを確かめ、扉を閉める場合が多い。



写真 3. 3. 2 島根県羽須美村で使用されている囲いわな

### ③経路把握

サルは群れで、日中に行動するため農地および森林内で目撃することができる。特に、秋の収穫時期に畑に出没し、カボチャ、スイカ、芋類を採食しているサルの群れを目撃することは容易である。これら被害を出している群れを観察することで、群れの移動ルートや農耕地への侵入経路及びびねぐらなどを把握する。近年は、群れの行動を数年に渡って調査している地域もあり、これらのデータから移動経路を把握している地域もある。サルの捕獲わなの選定には、群れの行動を十分に把握することが重要である。

### ④餌の種類（はこわなと囲いわな）

地域により異なるが、作物（ジャガイモ、カボチャ、トウモロコシなど）や果実（リンゴ、ナシ、カキなど）などが用いられている。

### ⑤捕獲に当たっての留意事項

大人のニホンザルの多くが、体内にBウイルス（ヘルペスウイルスの一種）抗体を保有してる。

サルはBウイルスに感染しても健康で、または発症しても皮膚の発疹のような軽い症状が出るだけだが、海外ではヒトに感染して死亡した例が報告されている。しかし、日本では野生のサルからヒトに感染したという報告はまだない。

抵抗力が落ちていたり発症しているサルは、ウイルスをだ液に排出する。このようなサルに咬まれたり、血液などの飛沫が目や口の粘膜に入ると感染することがあるので、サルは素手で触らず、だ液や血液などの飛沫にも触らないように注意する。

## （5）捕獲の取組事例

3-1. 分裂による被害拡大防止のための個体数調整

3-2. 和歌山県におけるタイワンザル捕獲

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	狩猟者	研究機関	NPO 法人等	その他
		○					
対象種	ニホンザル			分野	個体数調整		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲い込わな		
			○				

## 1. 概要

場所：神奈川県

実施時期：平成 19 年度より

## 2. 経緯

### (1) 神奈川県第2次ニホンザル保護管理計画の概要

神奈川県では保護管理計画を策定し、①地域個体群の維持 ②農作物等被害の軽減 ③生活被害・人身被害の根絶の3つの目標を設定し、ニホンザルが生息している区域内で以下の施策を進めている。

- ◇ 被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを組み合わせる。
- ◇ 群れの加害行動を5段階に分類し加害レベルに従って対策を講ずる。
- ◇ 被害防除の取組みを基本とし個体数調整はモニタリング結果をみながら実施する。
- ◇ 実施計画を策定し、地域ごと、群れごとに対策を実施する。

### (2) 個体数調整についての基本的な考え方

第1次保護管理計画では、地域個体群維持の観点から捕獲は人身被害を発生又は発生させるおそれのある個体のみとして制限を行ってきた。

第2次保護管理計画（平成19年4月～平成24年3月）では、第1次計画後、地域個体群は維持されているものの、農作物等被害、生活被害、人身被害は依然として発生していることから、第2次計画においても、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等を総合的に講じるとともに、個体数調整については、新たに分裂による被害拡大防止のための個体数調整を加え、モニタリング結果を踏まえて群れ別に以下の対策を実施することとしている。

#### 【加害個体の捕獲】

人身被害を発生又は発生される恐れのある個体を特定して捕獲する。

#### 【個体数調整】

- ① 分裂による被害拡大防止のための個体数調整  
平成19年度より実施している。
- ② 人身被害防止のための個体数調整  
加害レベルが高く、市街地などに出没し追い払い等の対策で被害が軽減できず、人身被害発生の恐れがある場合。
- ③ 群れ捕獲  
②の要件に加え、加害レベルが最も高く、捕獲後も地域個体群が維持され、隣接群が被害を出さないよう防護柵等の対策を実施する場合。

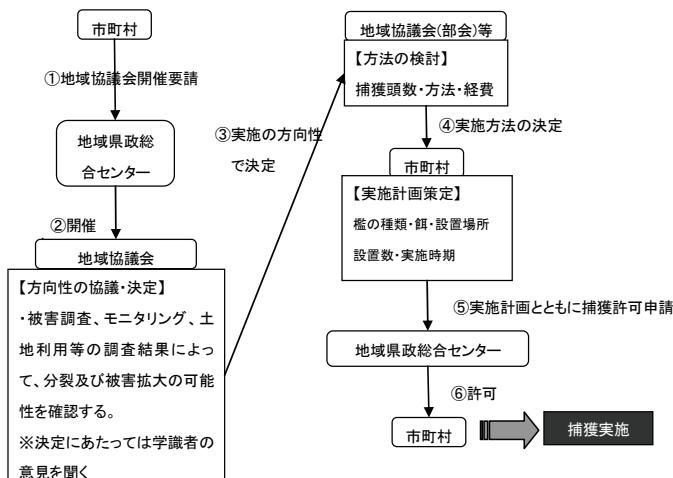
※なお、これまでに人身被害防止のための個体数調整及び群れ捕獲は行われていない。

(3) 分裂による被害拡大防止のための個体数調整について  
第2次保護管理計画から実施している個体数調整の一つ。

【対象群】 加害レベル3以上、個体数が増加、分派行動が繰り返し観察される、など群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合には群れの行動域の大半が農地や住宅地となり被害拡大のおそれがある群れ。

【方針】 個体数増加の原因となっている誘引物の除去等、個体数抑制のための生息環境整備とあわせて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

## 【事業実施の流れ】



### 3. 実施

原則として、次の①から⑤によるものとし、群れの分裂回避に十分留意するものとする。

- ① 原則として檻による捕獲とし、捕獲従事者は設置場所を1日1回以上見回るものとする。なお、錯誤捕獲された鳥獣がいる場合には、記録後に速やかに野に放つものとする。
- ② 捕獲する個体は、ワカモノ（メス・オス）、コドモ（メス・オス）、アカンボウ（当年生子）、人身被害を発生させているオトナオスとし、個体判別は学識者、鳥獣被害防除対策専門員の指導のもと捕獲従事者が行うものとする。なお、オトナメス（同時に捕獲されたアカンボウを含む）は放獣するものとする。
- ③ 捕獲した個体は、麻酔薬による薬殺等できる限り苦痛を与えない方法により適切に処理するものとする。

- ④ 捕獲個体については情報収集のため、必要な計測等を行うよう努めるものとする。
- ⑤ その他、捕獲に当たっての具体的な檻の種類、餌、設置場所、設置数、時期等については、地域性、群れの特性に応じて個体数調整実施計画を作成するものとする。

#### 4. 実績

平成 19 年度の実施状況は、丹沢地域個体群の 2 群について分裂を防ぐための個体数調整 15 頭の捕獲を実施した。

##### 【分裂による被害拡大防止のための個体数調整結果】

対象群	実施前個体数	目標捕獲数	捕獲数
鳶尾群	154 頭	20 頭	12 頭
経ヶ岳群	88 頭	10 頭	3 頭

#### 5. 今後の課題

効果的な捕獲及び放獣の手法などの知見の収集。捕獲された個体の分析及び群れへの影響評価などのモニタリング実施と実施のための体制の整備と予算の確保。

No. 3-2	和歌山県におけるタイワンザル捕獲
---------	------------------

地域	行政		団体等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○						
対象種	タイワンザル		分野	群れ捕獲			
種類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
					○		

## 1. 概要

場所：和歌山県和歌山市及び海南市

実施体制：和歌山県（和歌山市、海南市、研究者等）

被害：農作物（タケノコ、ビワ、ミカン、ブドウ等）と生態系の攪乱（在来のニホンザルとの交雑防止）

被害時期：通年

その他：和歌山県サル保護管理計画を平成 14 年度に策定

## 2. 経緯

農作物への食害が1年を通して発生している。ただし、移入種であるタイワンザルが野生化して繁殖し、在来種のニホンザルとの交雑が確認されたため、交雑による生態系の攪乱防止が主要な理由である。

## 3. 実施

和歌山県サル保護管理計画（特定鳥獣保護管理計画）を平成 14 年度に策定し、計画のもとに捕獲を実施

- (1) タイワンザル及びタイワンザルとニホンザルとの交雑ザルの全頭捕獲
- (2) 群れごとの捕獲

(3) 大型捕獲オリを設置（餌はみかん類（八朔など）とサツマイモ等）



設置された  
大型捕獲オリ

#### 4. 実績

平成 14 年度から大型捕獲オリを用い捕獲を開始した。平成 14 年度の 18 頭から平成 19 年度までの 6 年間で合計 391 頭を捕獲した。現時点では約 30 頭まで減少した。現在は有害鳥獣捕獲により事業を継続している。

タイワンザル及び交雑ザルの捕獲実績

捕獲年度	捕獲数		
	計	安楽死	放獣
平成 14 (2002)	18	15	3
平成 15 (2003)	198	174	24
平成 16 (2004)	62	55	7
平成 17 (2005)	44	40	4
平成 18 (2006)	53	52	1
平成 19 (2007)	16	13	3
計	391	349	42

放獣：発信機を装着

## 4 カラス類

### (1) 生態

日本には数種類のカラスが生息する。農業被害で問題となるのは主にハシブトガラスとハシボソガラスの2種類である。繁殖形態は、一夫一妻で、3月～7月にかけて年1回繁殖し、3～5個の卵を産む。つがい毎に分散して10～50haの縄張りを形成し、子育てを行う。

夏から冬にかけては若鳥を中心とした群れが多く見られ、数百～数千羽規模のねぐらを形成する。

### (2) 捕獲数と被害

カラス類は狩猟鳥獣であり、毎年40万羽程度の捕獲数で推移していた。平成17年度は狩猟で約54,000羽、有害鳥獣捕獲で約293,000羽、総捕獲数で約346,000羽が捕獲され、近年減少傾向である(図3.4.1)。また、農作物被害状況をみると、平成19年度の被害金額は約26億円となっている(図3.4.2)。

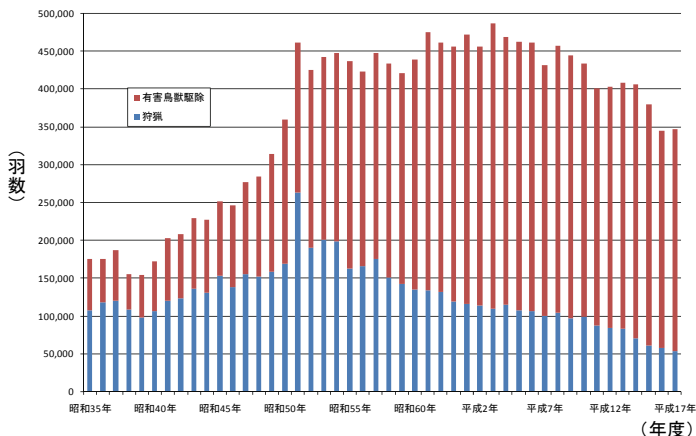


図3.4.1 カラス捕獲数の推移(環境省「鳥獣関係統計」より)

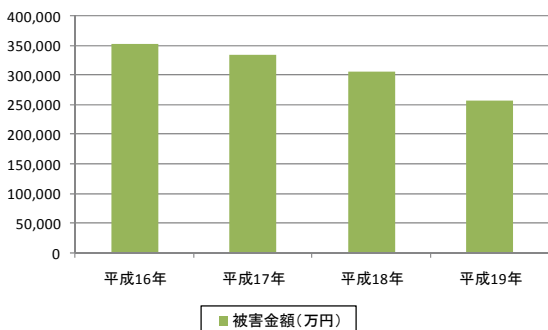


図 3. 4. 2 カラス類による農作物被害状況

(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

### (3) 捕獲の基本的な考え方

カラス類の捕獲目的は、農作物被害の軽減である。ただし、カラス類の場合、飛翔能力があるため、被害が発生する場所で捕獲しても周辺から再び集まって来て、被害が減らないという実態もある。そのため、被害軽減を捕獲圧だけに頼るのでは効果が薄く、網による作物の防護や農地周辺になるべく寄せ付けない対策が重要となる(図 3. 4. 4)。

カラスの個体数は食物量によって決まる。捕獲しても食物の量が多ければ他の場所から流入してしまっていて減ることはない(図 3. 4. 3)。

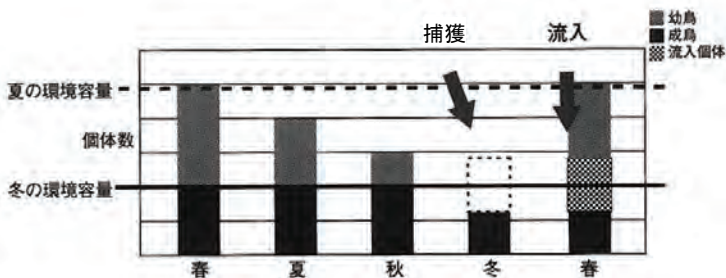


図 3. 4. 3 捕獲と個体数の関係

(環境省自然環境局「自治体担当者のためのカラス対策マニュアル」より)

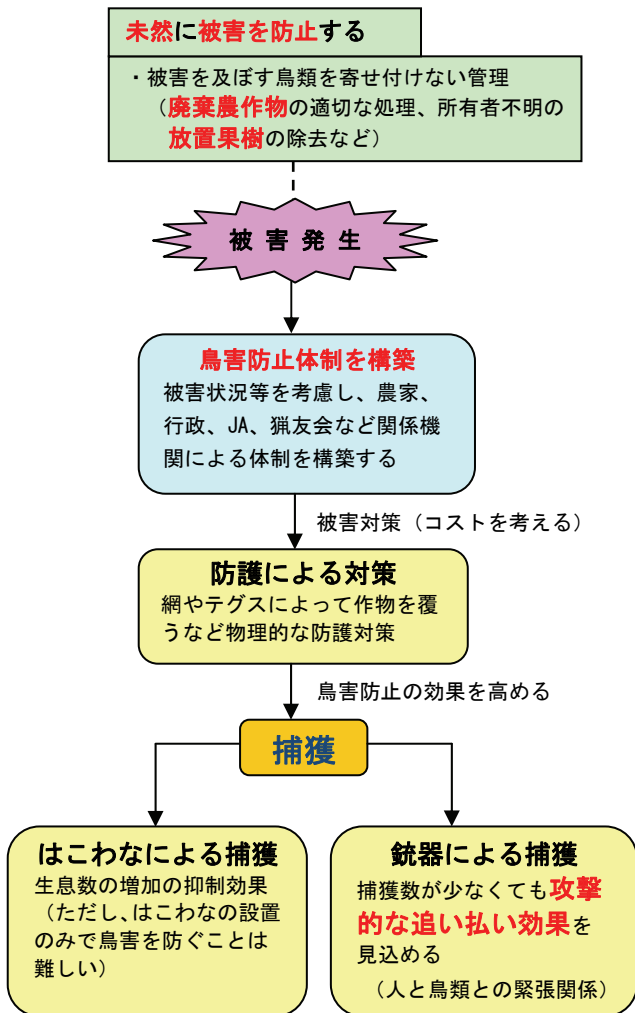


図 3.4.4 鳥害対策における捕獲の位置づけ

## (4) 捕獲方法

カラス類を捕獲する方法は銃器によるものと、わな(はこわな)によるものの大きく2つに区分される。

### 1) 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している個体を捕獲することと、他の個体への威嚇、追い払い、短期間の忌避効果を目標として実施する。通常、銃器による捕獲は、有害鳥獣捕獲で実施しているところがほとんどである。

その際、被害発生時期に被害発生地にて捕獲を行い、個体数の軽減と威嚇・追い払い効果による被害の軽減を目標にするとよい。

銃による捕獲は、使用できる場所が限定されるため、銃器を使用できない場所や時間帯には、銃器による捕獲隊と類似した服装や装備をしたパトロール隊による追い払いを行う等の方法がある(図3.4.5)。

被害発生時期に被害発生地  
で捕獲を実施する



図 3.4.5 銃器による捕獲の効果(1)

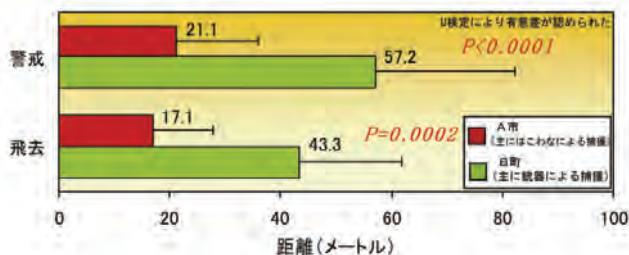
少数の捕獲でも追い払いの効果がとても高い（ハンターの服装などを記憶する）



図 3.4.5 銃器による捕獲の効果(2)

## 銃器による効果 (岩手県における 研究事例)

筑波大学の藤岡正博准教授は、捕獲方法の違いによるカラスの人に対する警戒の程度を調査した。調査では、カラスの有害鳥獣捕獲がそれぞれ異なる方法（銃器とはこわな）で行われている2地域で、カラスに対して調査者が接近できる距離を比較した。その結果、はこわなによる捕獲を行っている地域よりも、銃による捕獲を行っている地域の方が接近できる距離が明らかに遠いとする結果が得られた。このことから、銃器による駆除を実施した方が、カラスへの威嚇効果が高くなることが分かる。



調査者が近づいた時にカラスが反応する距離

## 2) わなによる捕獲

はこわなによる捕獲は、基本的に被害地周辺部の生息密度の低減を図ることを目的としている。そのため、はこわなの設置だけで被害がなくなるわけではない。被害を減らすためには、網やテグスによる十分な防護対策や銃器による攻撃的な追い払いを兼ねた捕獲などと合わせて実施すべきである。はこわなで捕獲されるカラスは経験の浅い若鳥が主である。自然状態でも若鳥の死亡

率は高いため、被害のない時期の捕獲は労力の無駄となる。そのため、捕獲は被害発生時期に行うようにする。

また、設置する場合は、設置場所の地形や環境、管理の実効性などを考慮して設置しないと効果がない上、逆に被害が増大してしまうことがある。以下に、場所選定のための基本的な考え方を示す。

### ①経路把握

はこわな内には、おとりカラスや餌を入れてカラスを誘引して捕獲するため、被害発生地に隣接して設置すると、被害を増大させるおそれがある（図3.4.6）。そのため、設置前に周辺のカラスの行動を調査し、被害発生地への移動経路上に設置する（図3.4.7）。

ほ場の近くに設置するとカラスを集めてしまい、逆に被害が大きくなる恐れがある



図 3. 4. 6 はこわな設置場所の留意事項(1)



図 3.4.7 はこわな設置場所の留意事項(2)



写真 3.4.1 はこわな（鳥取県鳥取市）  
 右上の写真ははこわなの入口部分  
 （脱出できないように針金が吊るしてある）

## ②はこわなの設置

移動経路を把握したら、以下の点に注意して設置場所を決定する。はこわなの価格は、およそ 10～15 万円程度である（地域や業者によって異なる）。自作も可能である。

- ✚ 設置場所は、通常、人の近付かない場所とする。
- ✚ カラス類は目視によって仲間（おとりカラス）や餌を発見する。そのため、上空からよく見える場所に設置する（図 3.4.8）。

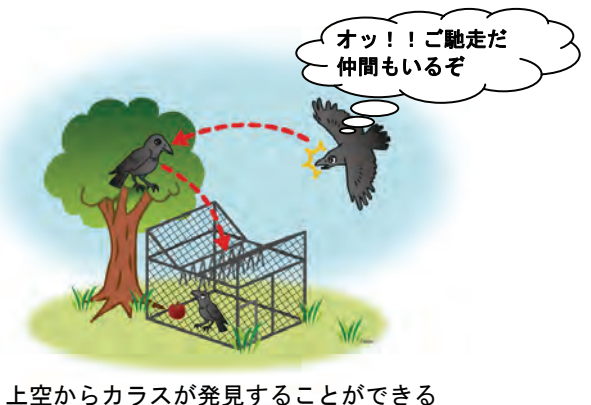


図 3.4.8 はこわな設置についての注意点（1）

- 捕獲されるカラスは、通常、はこわな近くの樹木などに一旦止まって安全を確認してから、はこわなに入る。そのため、近くに止まり木となるような樹木や建物のある場所に設置する（図 3. 4. 9）。

はこわなが畑などの真ん中にポツンと置かれている



木に止まって安全を確認している



図 3. 4. 9 はこわな設置についての注意点 (2)

- ✚ はこわな内の入口直下に止まり木などを設けると、脱出されることがある。止まり木は入口から離れた位置に付ける。
- ✚ はこわなの設置だけで被害がなくなるわけではない。被害地における防護も積極的におこなう必要がある。
- ✚ はこわなで捕獲されやすい若鳥は、自然状態でも死亡率が高いため、被害のない時期に捕獲しても効果は低い。

### ③餌の種類

誘引餌としては、豚肉などを使用するほか、摘果した農作物などを利用する場合もある。また、おとりカラスを入れると捕獲効果が高くなる。おとりカラスを維持する餌としてはドッグフードが適している。

### ④見回り

はこわなを設置した場合は、毎日見回る必要がある。その理由としては、捕獲対象以外の動物（トビやオオタカなどの猛禽類が多い）がかかった場合（錯誤捕獲）、すみやかに放鳥するためである。また、捕獲効率は管理によって大きく左右される。そのため、餌や水の交換や掃除をこまめに行い、常にはこわなを清潔に保つ必要がある。これは、おとりカラスや、捕獲したカラスの管理上の面からも重要である。

### ⑤捕獲に当たっての留意事項

カラスは野生動物であり、寄生虫やダニ、病原体などを保有している可能性がある。また、くちばしで突かれて思わぬ怪我を負わないように注意を要する。そのため、はこわな内の作業に当たっては、皮手袋や安全メガネ、マスクなど装着する。また、作業終了後には、十分な手洗いを行う。

### ⑥適切な処理

捕獲した場合、他の場所に放すことはしない。殺処分は、安楽死など適切な方法を用いる。死後の個体は、速やかに焼却処分を行う。やむを得ず埋設する場合は、他の動物が掘り起こさ

ないよう、地中深く埋設すること。

## (5) 捕獲の取組事例

- 4-1. 銃器による捕獲の取組
- 4-2. 銃器による捕獲の取組
- 4-3. 銃器による捕獲とわなによる捕獲の試み
- 4-4. 関係者の連携による銃器捕獲の有効活用

No. 4 - 1	銃器による捕獲の取組
-----------	------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	猟友 会	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
		○	○	○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
	○						

### 1. 捕獲概要

場所：新潟県新発田市全域

実施体制：新発田市、JA（農協）、猟友会

実施時期：平成 20 年 4 月中旬以降、播種や収穫前時期が多い

実施場所：4 月中旬～5 月にかけては市内全域で捕獲申請。中山間地域の一部では狩猟期間を除き、年間を通じて捕獲申請あり

その他：捕獲の実行人数は最大で 115 名

### 2. 被害実態

市内全域において、水稻や野菜、果樹に対する被害が報告されている。

### 3. 捕獲方法

捕獲作業までの流れは以下に示した通りである。

- ① 農家から JA へ被害報告
- ② JA より新発田市へ捕獲申請
- ③ 新発田市より捕獲許可
- ④ JA より猟友会へ捕獲要請
- ⑤ 被害地での捕獲作業

なお、捕獲作業は、安全確保のため、原則5人以上のチームで出猟し、主に早朝中心に実施している。主に散弾銃を使用。

#### 4. 捕獲効果

平成19年度は900羽の捕獲実績が報告されている。また、20年度も9月上旬までに730羽が捕獲されている。捕獲による効果として、農作物への被害減少が感じられる。特に一斉捕獲期間の直後は効果が大きいようである。ただし、地域に生息するカラス類の個体数が減少したのかについては、もともとの全体数がわからないため不明である。

#### 5. その他

捕獲に対し、有害鳥獣捕獲を支援する目的で新発田市からJAに対し補助を行っている。また、JAから捕獲の実行を依頼している猟友会へは弾代等の補助を行っている。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	猟友 会	研究 機関	NPO法 人等	その 他
		○	○	○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
	○						

## 1. 概要

場所：愛知県幸田町の主に中山間地域

実施体制：幸田町、猟友会、JA

実施時期：4月以降、毎月2回（日曜日）に実施

実施場所：被害地周辺部

その他：捕獲従事者として、猟友会会員のうち、銃の狩猟免許を所持する13名

## 2. 経緯

野菜、果樹（ナシ、カキ、モモ）への被害が確認されている。そのため、捕獲による被害対策が実施された。

## 3. 実施

幸田町町長から地元猟友会へ捕獲事業を委託する形で捕獲を実施している。捕獲は、13名を2班程度にグループ分けして広範囲をカバーできるようにしている。捕獲作業は、主に午前中に実施し、散弾銃と空気銃を使用している。

## 4. 実績

平成19年度は、約150羽の捕獲実績が報告されている。また、平成20年度は9月までに220羽が捕獲されている。捕獲によっ

て個体数の減少は感じられないものの、捕獲後は農作物への被害について、一定の減少が見られている。

## 5. その他

幸田町では、地元 JA 等と「鳥獣害対策連絡協議会」を組織している。これを通じて研究や学習会などを実施している。

地 域	行 政		団 体 等				
	都道 府県	市町 村	農協	猟友 会	研究 機関	NPO法 人等	その 他
事業主体	○	○		○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
	○		○				

## 1. 概要

場所：銃器（福岡県朝倉市内）、はこわな（朝倉市杷木松末大山上集落）

実施体制：朝倉市、福岡県（朝倉農林事務所）、朝倉猟友会

実施時期：銃器（通年、ただし収穫前にやや出勤が多くなる）、  
はこわな（7月～12月）

実施場所：銃器（市内の被害地及び、周辺の山林）

はこわな（市内山間部（大山上集落）の被害地周辺）

その他：銃器（捕獲従事者として85人が登録）

はこわな（大山上集落に1基設置）

## 2. 実施

市内全域において、麦や野菜、果樹への被害が確認されている。わなを設置している大山上集落では、ブドウ、ナシ、カキといった果樹への被害が報告されている。そのため、捕獲による被害対策が実施された。

## 3. 方法

### 1) 銃器による捕獲

捕獲従事者として85人登録されており、1班当たり4～14人、計14班で構成されている。これらの班ごとに集合して捕獲を実施している。出勤時間は、主に午前中で散弾銃と空気銃を使用。

## 2) わなによる捕獲

平成20年度よりはこわなによる捕獲を杷木松末大山上集落の1箇所を開始した。わなの製作費用は105,000円で1基導入した。捕獲は朝倉市杷木地域猟友会の協力を得て実施し、餌は被害地の生産者が提供するブドウ、ナシ、カキを使用し、2～3日ごとに交換している。捕獲状況の見回りは毎日実施している。



写真 3.4.2 捕獲されたカラス類

## 4. 実績

### 1) 銃器による捕獲実績

平成19年度は598羽の捕獲実績が報告されている。また、平成20年度は4月1日から8月20日までに404羽が捕獲されている。捕獲による効果として、カラスの減少が感じられるが、市全域でみると効果はあまり感じられない。

### 2) わなによる捕獲実績

平成20年7月から11月までに約300羽が捕獲されたものの、捕獲後に他地域からの流入個体があったため、農作物への被害軽減などの効果はあまり感じられない。

## 5. その他

### 1) 銃器による捕獲

朝倉市の有害鳥獣駆除部会が取組主体となって有害鳥獣捕獲申請を行っている。なお、朝倉市は他の鳥獣を含めた業務委託費として、347万円を計上している。また、福岡県からも138万円の補助金が出ている。

### 2) わなによる捕獲

はこわなは、農林水産省が平成12年度より実施している「中山間地域等直接支払制度」による交付金を使用して製作した。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	猟友 会	研究 機関	NPO法 人等	その 他
	○	○	○	○	○		○
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
	○						

## 1. 概要

場所：石川県松任市（現白山市）

実施体制：石川県農林総合事務所、松任市（現白山市）、JA 松任、猟友会

実施時期：平成 16 年 4 月 28 日～5 月 27 日

実施場所：松任市内の直播水田地域各所

## 2. 経緯

平成 15 年度、県内の直播圃場にて播種した水稻の出芽時期にカラス等による食害が多発し、種まき面積全体の 20%で被害が確認され、9%ではまき直しを余儀なくされる被害が発生した。この被害を受けて、被害対策の体制作りが試みられた。

## 3. 実施

直播農家、JA、旧松任市、猟友会らで構成されるカラス対策プロジェクト（プロジェクトK）。猟友会内に有害鳥獣捕獲のための特別班を編成し、出動要請に早急に対処できる体制を整えた。実施体制の概略図は以下の通りである。

## プロジェクトKの実施体系

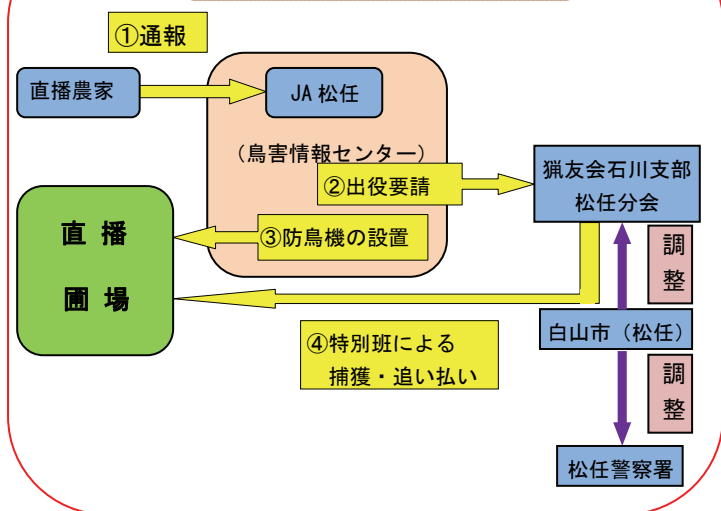


図 3.4.9 プロジェクトKの実施体制

出動までの流れとしては

- ① カラスの被害を確認した農家はJAに連絡する。
- ② 連絡を受けたJAは被害水田に防鳥機を設置し、稼働させる。あわせて、捕獲特別班に出動要請を行う。
- ③ 農家、特別班、JA、市職員、農業改良普及等の関係者らは統一ジャンパー（猟友会と同じオレンジ色）と帽子を着用し被害水田へ（写真3.4.3）。
- ④ 特別班による捕獲作業。農家もモデルガン等を用いて追い払い作業（写真3.4.4、写真3.4.5）。
- ⑤ 特別班の出動時は、出動時間、人員、出動場所、現場の状況、捕獲数等を別紙記録用紙に記録し終了。

なお、特別班は5名編成（猟友会会員）。計7回の出勤でカラス25羽が駆除された（表参照）。



写真 3.4.3 猟友会会員による監視(特別班捕獲行動中)



写真 3.4.4 モデルガンを使用した追い払い



写真 3.4.5 傘(猟銃に似せた)と競技用ピストルを組み合わせた追い払い

#### 4. 実績

平成 16 年度の有害駆除特別班の出役による追い払い効果は高く、特に群れでのカラスの飛来があった宮永町では 2 回の出役によって被害を防ぐことができた。

また、カラス被害に対して、関係者がそれぞれ意識を持ち被害防止のための実施体制を整えられたことは大変有意義であり、特に、農家がテグスを張るなど自主的に工夫しながら、「自分の田んぼは自分で守る」という意識を持つようになった。

特別班による出役記録と捕獲実績

出動日時	出動時間	出動場所	捕獲鳥種	捕獲数
2004.5.7	15:30~16:50	源兵島町	カラス	2
2004.5.9	7:00~8:30	源兵島町・内方新保町	カラス	12
2004.5.11	5:30~7:20	福増町	カラス	1
			カモ	3
2004.5.21	16:35~17:00	平松町	カラス	2
2004.5.21	13:20~14:30	宮永町	カラス	-
2004.5.24	9:00~10:30	宮永町	カラス	4
2004.6.1	10:00~11:30	長島町	カラス	4
合計			カラス	25
			カモ	3

